様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	石川県
3. 市区町村名	加賀市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kaga.ishikawa.jp/soumu/toukeijouhou/johorenkeiwotomonaudokujiriyou.html

執行機関名　加賀市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	加賀市医療費助成条例(平成十七年加賀市条例第百二十二号)によるこども並びにひとり親家庭の親及び子に対する医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年加賀市条例第五十六号)別表第1　第2の項 加賀市医療費助成条例(平成十七年加賀市条例第百二十二号)によるこども並びにひとり親家庭の親及び子に対する医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	加賀市医療費助成条例(平成十七年加賀市条例第百二十二号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第一条　この条例は、心身障害者、こども並びにひとり親家庭の親及び子の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		加賀市医療費助成条例(平成十七年加賀市条例第百二十二号) 加賀市医療費助成条例施行規則(平成十七年加賀市規則第七十一号)